

「多剤耐性緑膿菌」 判定基準変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年2月5日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知「感感発0205第2号」にて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日付け健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」が一部改正され、令和8年4月6日より適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

改正に伴い、五類感染症である薬剤耐性緑膿菌感染症の名称(多剤耐性緑膿菌感染症に変更)および届出のために必要な検査所見が変更されました。弊社といたしましては本改正に則して感受性検査の結果による多剤耐性緑膿菌の判定基準を下記のとおり変更させていただきます。

急なご案内ではございますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

対象項目/変更内容

● [0077] 一般細菌感受性検査

多剤耐性緑膿菌*

変更内容	新	旧
判定基準 (MIC法)	・イミペネム 8 μ g/mL以上 <u>または</u> ・メロペネム 8 μ g/mL以上 ・アミカシン 32 μ g/mL以上 ・シプロフロキサシン 2 μ g/mL以上 <u>または</u> ・レボフロキサシン 4 μ g/mL以上	・イミペネム 16 μ g/mL以上 ・アミカシン 32 μ g/mL以上 ・シプロフロキサシン 4 μ g/mL以上
判定基準 (ディスク拡散法)	・イミペネム 15mm以下 <u>または</u> ・メロペネム 15mm以下 ・アミカシン 14mm以下 ・シプロフロキサシン 18mm以下 <u>または</u> ・レボフロキサシン 14mm以下	・イミペネム 13mm以下 ・アミカシン 14mm以下 ・シプロフロキサシン 15mm以下

* 従来より薬剤耐性緑膿菌は多剤耐性緑膿菌(MDRP)と報告しています。

変更期日

- 2026年4月6日(月) 報告分より

届出基準の変更

※下線部が変更になりました。(一部抜粋)

別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」

第6 五類感染症

1～15 (略)

16 多剤耐性緑膿菌感染症

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から多剤耐性緑膿菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、多剤耐性緑膿菌感染症患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、多剤耐性緑膿菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、多剤耐性緑膿菌感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

(4) (略)

報告書変更点

定点把握から全数把握へ変更となるため、対象感染症原因菌が検出された場合は報告書コメント欄に「5類感染症の原因菌です。」を追記します。